

第94回

定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

開催日時 2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 ホテルロイヤルクラシック大阪 3階 麗
大阪市中央区難波四丁目3番3号
開催場所が前回と異なります。

「スマート行使」がご利用いただけます。

同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

LIVE

本総会の様子を
インターネットにより、
ライブ配信いたします。

<https://www.fujioilholdings.com>



お土産の配布はございません。

感染症拡大防止のため、最大80席程度となり、満席となった場合、入場をお断りすることがございます。



代表取締役社長

酒井 幹夫

ご挨拶

株主の皆さまには平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に罹患されている方々や、困難な状況におられる皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

当社第94回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

不二製油グループは、「植物性素材でおいさと健康を追求し、サステナブルな食の未来を共創します」を2030年ビジョンとして成長戦略を加速していきます。

私たちはこの2030年ビジョンの実現のため、2022年度から2024年度までの新中期経営計画『Reborn 2024』を策定いたしました。この中期経営計画期間は①事業基盤の強化②グローバル経営管理の強化③サステナビリティの深化を基本方針として、収益性の高い事業ポートフォリオにシフトし持続的な成長を果たす所存です。

不確実性の高まる事業環境下において、社会変容に対応し、新しい価値を生み出せる企業グループとして生まれ変わります。

引き続き、皆さまのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



不確実性が高まる社会・事業環境の下、
社会変容に対応し、市場や売り方を変え、
新しい価値を生み出せる企業グループとして生まれ変わります。

新中期経営計画

“Reborn 2024” 基本方針

1. 事業基盤の強化 (収益力復元と新しい価値創造)

① 基礎収益力の復元

- ・適切な価格政策の実行
- ・徹底したコストダウン(主に生産性向上)

② 既存領域における高付加価値製品へのポートフォリオの入れ替え

③ 成長・戦略分野への経営資源の集中

- ・ブラマー：生産体制の強化
- ・ハラルド：第二工場稼働
- ・米州油脂：フードサービス市場への参入

④ 挑戦領域への展開

- ・技術×市場アプローチ×ブランド

2. グローバル経営管理の強化

① 事業別ROICの導入

- ・事業管理の徹底

② 事業軸強化による利益管理

- ・原価管理の徹底、適正な価格政策の実行とモニタリング体制の強化
- ・エリア横断課題の解決

③ 研究/技術開発

- ・戦略目標との一体化
- ・グローバル対応とスピード向上

④ DX

- ・経営管理の高度化
- ・挑戦領域への展開

3. サステナビリティの深化

(経営戦略と一体化したサステナビリティ戦略)

① サステナブル調達による差別化

- ・認証油の供給体制確立

② 気候変動対応

- ・各エリア施策との連動

③ 人材活用

- ・人材獲得、育成、適正配置
- ・DE&Iの推進

目次

第94回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	8

事業報告	42
連結計算書類	61
計算書類	63
監査報告書	65

2022年6月3日

株主各位

証券コード：2607

大阪府泉佐野市住吉町1番地
(本社事務所 大阪市北区中之島3丁目6番32号 ダイビル本館)

不二製油グループ本社株式会社

取締役社長 酒井幹夫

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染予防措置を講じ、開催いたしますが、本株主総会への出席につきましては、本株主総会開催日時点における感染状況や株主様のご健康状態をご考慮の上で、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、2022年6月20日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時	2022年6月21日（火曜日）午前10時
2.場 所	大阪市中央区難波四丁目3番3号 ホテルロイヤルクラシック大阪 3階 麗 (開催場所が前回と異なります。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) 感染予防のため、株主様同士の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる 席数が80席程度となっております。満席となった場合、入場をお断りする ことがございます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|---|---|
| <p>第1号議案</p> <p>第2号議案</p> <p>第3号議案</p> <p>第4号議案</p> <p>第5号議案</p> <p>第6号議案</p> <p>第7号議案</p> <p>第8号議案</p> | <p>剰余金処分の件</p> <p>定款一部変更の件</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件</p> <p>監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件</p> <p>監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件</p> |
|---|---|

以上

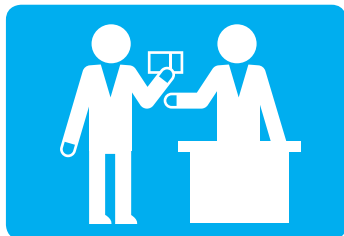
【株主様へのお願い】

- (1) 株主総会開催前に関する事項
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujioilholdings.com>) に掲載させていただきます。
- (2) 株主総会当日に関する事項
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参ください。
 - 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。)
 - 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱(37.5℃以上)があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujioilholdings.com>) に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認をお願いいたします。
- (3) その他
 - 第94回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「財産および損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujioilholdings.com>) に掲載しておりますので、第94回定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、第94回定時株主総会招集ご通知添付書類およびインターネット上の当社ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

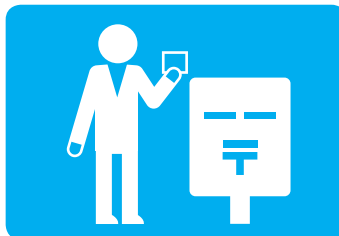
日時

2022年6月21日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

場所

ホテルロイヤルクラシック大阪
3階 麗(最大80席程度)

郵送で議決権を行使される場合

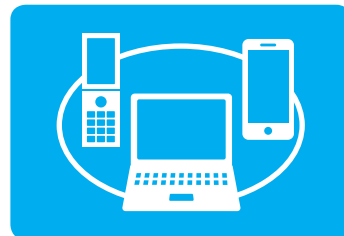


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時40分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時40分入力完了分まで

詳細は次頁をご参照ください

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法(インターネット等)により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード・パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

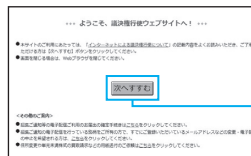
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードを入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

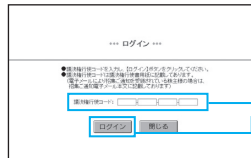
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ライブ配信・事前質問に関するご案内

第94回 定時株主総会の模様を当社ウェブサイトにてライブ配信いたします。

視聴方法

以下、当社ウェブサイトの「株主総会情報」から「第94回定時株主総会ライブ配信」にアクセスしてご視聴ください。

<https://www.fujioilholdings.com>



公開日時

2022年6月21日（火）午前10時から

議事に関する質問

株主の皆さまから第94回定時株主総会への事前のご質問を、下記の当社ウェブサイトにて受付いたします。株主の皆さまの関心が高いと思われる内容については、本総会にて取り上げさせていただく予定です。取り上げることができなかった内容については今後の参考とさせていただきます。

受付期限 2022年6月13日（月）午後5時40分まで

<https://www.fujioilholdings.com>

ライブ配信終了後のご視聴について

上記の当社ウェブサイト
株主総会での事業報告等の模様を配信します。

公開日 2022年6月30日（木）から3ヶ月間

- ・ご利用環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので予めご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担になります。
- ・株主の皆さまのプライバシーに配慮し、映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。その他、プライバシーに係わる部分に関しては、配慮して配信する場合がありますので、ご了承ください。
- ・当日は株主様からの質疑応答も含めて配信を予定しております。
- ・ライブ配信内での議決権行使等はできません。議決権行使は、予め書面またはインターネット等により事前に行ってくださいようお願いいたします。
- ・何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当性向30%~40%を目安として配当を実施するという方針に基づき、持続的な成長過程において将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつも安定的に配当を実施することを重要な株主還元策として位置づけております。また、当社は、ROE（株主資本利益率）を重要な経営指標として捉え、中期経営計画「Reborn 2024」はROE 8%、2030年ビジョンではROE10%を目標として掲げ、事業活動に取り組んでまいります。

第94期の期末配当につきましては、株主の皆さまへの積極的な利益還元を実施すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金 26円
なお、この場合の配当総額は	金 2,237,951,872円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、重要な業務執行の意思決定を取締役へ権限委譲することにより、成長戦略の実行を加速することを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 変更案第11条第2項は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が判断したときに、場所の定めのない株主総会を開催することができる旨を定めるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式 第5条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式 第5条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。<u>株主総会は、大阪府においてこれを招集する。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>(新 設) 第12条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(2) <u>当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第12条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>16名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(2) <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は12名以内とする。</p> <p>(2) <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第21条 (条文省略) (取締役会)	第21条 (現行どおり) (取締役会)
第22条 取締役会は取締役全員をもって組織し、当会社の重要な業務執行を決定する。	第22条 取締役会は取締役全員をもって組織し、 <u>次項の規定により取締役に委任する場合を除き、当会社の重要な業務執行を決定する。</u>
(新 設)	(2) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)	第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。	第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
(2) <u>前項の規定にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>	(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、会長1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から社長1名を選定し、会長1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第29条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の数および選任</u>)</p> <p>第30条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(2) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(3) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役の実任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p>	
<p><u>(2) 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第37条～第39条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p>	<p>第6章 会計監査人 第33条～第35条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p>
<p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第7章 計 算 第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 買収防衛策 第45条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第8章 買収防衛策 第41条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p>第1条 当社は、第94回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する定め効力発生等)</u></p>
	<p>第2条 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</p> <p>(3) 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	性別	現在の当社における地位・担当	在任年数 (本総会終結時)
1 再任	酒井 幹夫 1959年10月6日生	男	代表取締役 取締役社長 最高経営責任者（CEO）	7年0カ月
2 再任	松本 智樹 1960年12月20日生	男	取締役 上席執行役員 最高財務責任者（CFO）	7年0カ月
3 再任	門田 隆司 1959年4月2日生	男	取締役 上席執行役員 最高技術責任者（CTO）	4年0カ月
4 新任	田中 寛之 1968年1月3日生	男	上席執行役員 最高経営戦略責任者（CSO）	—
5 再任 社外 独立役員	上野 祐子 1954年7月7日生	女	取締役	4年0カ月
6 再任 社外 独立役員	西 秀訓 1951年1月6日生	男	取締役	3年0カ月
7 再任 社外 独立役員	梅原 俊志 1957年9月3日生	男	取締役	1年0カ月
8 再任 社外	宮本 秀一 1965年5月5日生	男	取締役	1年0カ月
9 新任 社外 独立役員	辻 智子 1956年8月16日生	女	—	—

(注) 上野祐子氏の戸籍上の氏名は、三坂祐子であります。

【ご参考】＜取締役候補者の指名に関する考え方＞

- ◆監査等委員会設置会社へ移行後（本招集ご通知記載の第2号議案定款一部変更の件が承認可決された場合）の当社の取締役会体制（予定）は以下のとおりです。各取締役（社内・社外取締役と監査等委員）は夫々に専ら次の役割を担うことが期待されています。
 - ・社内取締役（監査等委員を除く。）：重要な業務が良好な統制（ガバナンス）の下で計画的かつ着実に推進されるよう執行部門の監督・指導を行います。
 - ・社外取締役（監査等委員を除く。）：他社で培われた経営経験や専門性を基に、当社経営と業務執行が適正かつ効率的に行われているか評価（モニタリング）・監督を行います。
 - ・監査等委員である取締役：監査等委員会として内部監査部門と連携を図り、効率・効果的な監査を推進し業務執行の合法・妥当性やガバナンス体制の整備状況の確認を行います。
- ◆本招集ご通知記載の候補者を原案のとおりすべてご選任いただいた場合の取締役会の専門性に照らしてのスキルマトリクスは次のとおりとなります。こうした専門性と併せて、属性（独立性）、在籍年数、ジェンダー・国際性等の多様性、経営環境の変化等を加味して、当社は継続的に取締役会の構成について検討してまいります。
- ◆当社は、独立社外役員（当社が独立社外役員として指定する社外取締役）の候補者の選定にあたっての独立性の基準を、下記【ご参考】＜社外取締役の独立性判断基準＞のとおり定めています。
- ◆独立社外役員の在籍年数については、社外独立性保持の観点から、原則として取締役（監査等委員である取締役を含む。）は最長6年が妥当であると考えています。

【ご参考】 <スキルマトリクス（予定） >

- ・取締役の多様性（独立社外候補者比率50.0%、女性候補者比率16.7%）
- ・特に専門性や経験の発揮が期待できる領域をあげています。

	取締役				社外取締役					監査等委員である取締役		
	酒井	松本	門田	田中	上野	西	梅原	宮本	辻	澁谷	魚住	池田
企業経営経験	●			●	●	●	●	●	●	●		
R&D・技術			●				●		●			
国際事業	●	●		●		●		●				●
サステナビリティ	●		●						●		●	
営業・マーケティング	●			●	●	●		●				
生産(安全・品質・環境)			●				●					
財務・会計		●		●						●	●	
法務・コンプライアンス										●		●
人材開発	●				●	●						
情報システム		●					●					
サプライチェーンマネジメント				●								

【ご参考】 <社外取締役の独立性判断基準>

当社は、以下の各要件の何れにも該当しないことを、社外取締役の独立性判断基準と定めています。

- ① 当社および当社の子会社（以下総称して「当社グループ」という。）の取締役・監査役（社外役員除く。）、執行役員、使用人
- ② 当社グループの大株主※の取締役・監査役、執行役員、使用人
※就任時点における直近の株主名簿において上位10位以内の大株主（間接的に当社株式を保有する者を含む。）
- ③ 当社グループを主要な取引先※とする者の取締役・監査役、執行役員、使用人
※取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上に相当する額の支払いを、当社グループから受ける場合の取引先
- ④ 当社グループの主要な取引先※の取締役・監査役、執行役員、使用人
※(i) 当社グループの直近事業年度における年間連結売上高の2%以上に相当する額の支払いを、当社に対して行っている場合の取引先
(ii) 直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上に相当する額の融資を、当社グループに行っている場合の取引先
- ⑤ 当社グループが取締役を派遣している会社の取締役・監査役、執行役員、使用人
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- ⑦ 現在および過去10年間に上記①に該当していた者
- ⑧ 現在および過去5年間に上記②から⑥の何れかに該当していた者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居する親族

候補者番号

1

さか い みき お
酒井 幹夫

男性

再任

生年月日

1959年10月6日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

当社株式所有数

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

245百株

(16百株)

在任年数 (本総会終結時)

7年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1983年 4月	当社入社
2001年 4月	ソヤファーム事業部統括室長
2002年 4月	ソヤファーム事業部ソヤファーム販売部長
2004年10月	食品機能剤事業部食品機能剤販売部長
2009年 4月	不二富吉 (北京) 科技有限公司 董事長/総経理
2010年 4月	不二製油 (張家港) 有限公司 董事長/総経理
	不二製油 (張家港保税区) 有限公司 董事長/総経理
2012年 6月	フジ ベジタブル オイル 社長
2013年 4月	当社執行役員
2015年 6月	当社取締役
2016年 4月	当社常務執行役員
	当社最高経営戦略責任者 (CSO)
2019年 4月	当社上席執行役員
	ブラマー チョコレート カンパニー 会長
2020年 4月	フジ スペシャルティーズ 社長
2021年 4月	当社代表取締役社長 (現任)
	当社最高経営責任者 (CEO) (現任)

■ 取締役候補者とした理由

酒井幹夫氏は、2015年6月に取締役に選任され、2021年4月より代表取締役社長を務めております。これまで当社グループ全般の事業経営に携わり、中国、アメリカ等の当社グループ主要子会社の総経理、社長の任務を経験し、最高経営戦略責任者を担った後、2019年4月より北米チョコレート事業の中核であるブラマー チョコレート カンパニー会長として、その事業遂行力とマネジメント力を活かし、海外事業をけん引してきました。

これまでの経歴と上記理由等により、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与することができるかと判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

2

まつもと とも き
松本 智樹

男性

再任

生年月日

1960年12月20日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

当社株式所有数

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

132百株

(16百株)

在任年数 (本総会終結時)

7年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1985年 4 月	当社入社
2008年 4 月	経営企画部企画室長
2010年10月	経営企画本部経営企画部長
2013年 4 月	当社執行役員
2015年 6 月	当社取締役 (現任)
2015年10月	当社最高財務責任者 (CFO) (現任)
2016年 4 月	当社常務執行役員
2019年 4 月	当社上席執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

不二製油株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

松本智樹氏は、主に財務・会計・経理、経営企画等で豊富な職務経験を有し、2015年6月に取締役に選任され、純粋持株会社へ移行した同年10月より最高財務責任者を担い、企業情報の積極的な開示にも貢献してきました。

これまでの経歴と上記理由等により、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与することができるかと判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

3

かど た たか し
門田 隆司

男性

再任

生年月日

1959年4月2日生

■ 略歴、当社における地位・担当

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

1985年4月 当社入社

2015年4月 当社執行役員

当社株式所有数

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

63百株

(13百株)

生産管理本部生産技術開発部長

2016年4月 不二製油株式会社執行役員技術開発部門長

2017年4月 当社執行役員

在任年数 (本総会終結時)

4年0カ月

2018年4月 当社最高品質責任者 (CQO)

6月 当社取締役 (現任)

2019年4月 当社最高ESG経営責任者 (C"ESG"O)

当社上席執行役員 (現任)

2022年4月 当社最高技術責任者 (CTO) (現任)

■ 取締役候補者とした理由

門田隆司氏は、技術開発部門において長く職務に携わり、安全・品質・生産の統括を務め、米国、中国において駐在経験があります。当社、最高品質責任者、最高ESG経営責任者を歴任し、2022年4月より最高技術責任者として技術経営の推進役を担っております。

これまでの経歴と上記理由等により、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与することができるかと判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

た な か ひ ろ ゆ き
田 中 寛 之

男性

新任

生年月日
1968年1月3日生当社株式所有数
0株

■ 略歴、当社における地位・担当

- 1990年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2014年4月 同社から当社に出向
- 2015年6月 ハラルド 取締役最高財務責任者 (CFO)
- 2017年4月 伊藤忠商事株式会社食糧部門飼料・穀物・油糧部長
- 2019年4月 同社食糧部門長代行兼飼料・穀物・油糧部長
- 2020年9月 同社から当社に出向
- 2020年10月 ブラマー チョコレート カンパニー 取締役 (現任)
- 2021年4月 ハラルド 会長 (現任)
- 2022年3月 伊藤忠商事株式会社退社
- 2022年4月 当社入社
当社上席執行役員 (現任)
当社最高経営戦略責任者 (CSO) (現任)

■ 取締役候補者とした理由

田中寛之氏は、国内大手商社の食糧部門で営業・マネジメントを経験され、海外事業についても豊富な経験があります。当社への出向時には、海外グループ会社であるハラルドおよびブラマー チョコレート カンパニーの取締役としてPMIに尽力されてきました。国内外での食料ビジネスにおける経験を有しており、2022年4月からは当社最高経営戦略責任者として当社グループにおけるグローバル経営の推進役を担っております。

これまでの経歴と上記理由等により、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与することができるかと判断しましたので、同氏を新たに取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

うえ の ゆう こ
上野 祐子

女性

再任

社外

独立役員

みさか ゆう こ
(三坂 祐子)

生年月日

1954年7月7日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

当社株式所有数

11百株

在任年数 (本総会終結時)

4年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1981年 5月 ワールドデザインコーポレーション設立
1990年 8月 株式会社マーケティングダイナミックス研究所代表取締役
2004年 4月 国立大学法人奈良女子大学監事
2006年 6月 グンゼ株式会社社外取締役
2009年 4月 愛媛大学農学部客員教授
2010年 9月 株式会社上野流通戦略研究所代表取締役 (現任)
2014年 6月 学校法人大阪産業大学理事
2016年 6月 学校法人神戸松蔭女子学院大学評議員
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
2020年 4月 国立大学法人神戸大学理事 (非常勤) (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社上野流通戦略研究所 代表取締役
国立大学法人神戸大学 理事 (非常勤)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上野祐子氏は、長年にわたりマーケティングコンサルタントとして多くの企業や各省庁等のコンサルティングを手がけられているほか、各大学において役員および講師として大学経営・人材育成に携わられております。また、自ら経営者として企業経営を行い、上場会社において社外取締役を務められるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。

上記の理由から、当社取締役会は社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただく予定です。

■ 独立性に関する事項

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

6

にし

西

ひで のり

秀 訓

男性

再任

社外

独立役員

生年月日

1951年1月6日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

当社株式所有数

11百株

在任年数 (本総会最終時)

3年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1975年4月	カゴメ株式会社入社
2002年11月	同社取締役飲料ビジネスユニットダイレクター
2005年6月	同社取締役常務執行役員東京支社長
2008年6月	同社取締役専務執行役員経営管理本部長
2009年4月	同社代表取締役社長
2014年1月	同社代表取締役会長
2014年6月	長瀬産業株式会社社外取締役
2016年3月	カゴメ株式会社取締役会長
2018年3月	同社取締役会長退任
2019年6月	当社社外取締役 (現任)
2020年6月	テルモ株式会社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

テルモ株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西秀訓氏は、食品に関する事業をグローバルに展開する企業に長年従事され、企業経営者として豊富な経験を有しているほか、マーケティングの造詣が深く、当社の事業領域である食品分野について高い見識を有しております。

また同氏は、上場会社において社外取締役を現在も務められており、長年のマネジメントの経験を活かして、当社の業務執行に対する監督の強化および当社取締役会の実効性の一層の向上が可能となると考えております。

上記の理由から、当社取締役会は社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただく予定です。

■ 独立性に関する事項

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。当社と同氏が代表取締役社長および代表取締役会長に就任していたカゴメ株式会社は、食品事業を展開しており取引関係がありますが、その取引金額は僅少 (連結売上高の0.1%未満) です。

当社取締役会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等の事情はないことを確認しております。

候補者番号

7

うめ はら とし ゆき
梅原 俊志

男性

再任

社外

独立役員

生年月日

1957年9月3日生

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

当社株式所有数

1百株

在任年数 (本総会最終時)

1年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1984年4月	日東電工株式会社入社
2005年5月	同社オプティカル事業部生産本部長
2009年7月	同社オプティカル事業部事業部長
2010年6月	同社執行役員オプティカル事業部門長
2013年6月	同社上席執行役員
2014年8月	同社上席執行役員CIO経営戦略統括部長兼IT統括部長
2015年6月	同社取締役常務執行役員自動車材料事業部門長
2017年6月	同社取締役専務執行役員
2018年4月	同社取締役専務執行役員CTO、CIO全社技術部門長
2019年6月	同社代表取締役専務執行役員CTO全社技術部門長
2020年6月	同社退任
2020年7月	国立大学法人北海道大学理事 (非常勤) (現任)
2020年8月	慶應義塾大学特任教授
2021年6月	当社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

国立大学法人北海道大学 理事 (非常勤)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

梅原俊志氏は、FPD材料、自動車、メディカルその他の幅広い製品分野において多くのトップシェア製品を有する電子素材分野のメーカーにて技術者、事業責任者として長年従事され、企業経営者として豊富な経験を有しているほか、技術分野、情報分野について造詣が深く、当社の強みである技術経営および強化領域である情報分野について高い見識を有しております。

上記の理由から、当社取締役会は社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として決定いたしました。同氏が再任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

■ 独立性に関する事項

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

8

みやもと しゅういち
宮本 秀一

男性

再任

社外

生年月日

1965年5月5日生

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

当社株式所有数

0株

在任年数 (本総会最終時)

1年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1989年4月	伊藤忠商事株式会社入社
1996年4月	伊藤忠タイ会社バンコック駐在
2001年11月	伊藤忠商事株式会社穀物・砂糖部砂糖・製菓原料課
2008年6月	伊藤忠食糧販売株式会社執行役員東京駐在
2011年4月	伊藤忠商事株式会社砂糖・乳製品部長
2013年4月	同社砂糖・コーヒー・乳製品部長
2014年4月	同社アセアン・南西アジア食料グループ長シンガポール駐在兼伊藤忠シンガポール会社
2016年4月	同社アジア・大洋州食料グループ長シンガポール駐在兼伊藤忠シンガポール会社
2019年4月	同社食糧部門長
2021年4月	同社准執行役員食糧部門長 (現任)
2021年6月	当社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 准執行役員食糧部門長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮本秀一氏は、国内大手商社に入社され、その後一貫して食料関連業務に従事してこられました。原料の取り扱い、事業会社への出向、海外駐在 (シンガポール、タイ) と幅広い経験をされ、特に海外では食料全般と事業会社経営にも携わられました。2019年4月より食糧部門長として、国内外の多数の事業責任者として活躍されております。

上記の理由から、当社取締役会は社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が再任された場合は、原料調達、新規事業、海外事業管理などの分野においてアドバイス、意見をいただくことにより当社企業価値向上に寄与されることを期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社と同氏が兼職をしている伊藤忠商事株式会社は、当該会社およびグループ会社間において主に原材料や商品販売等の取引関係があります。また、伊藤忠商事株式会社の子会社である伊藤忠フードインベストメント合同会社および伊藤忠製糖株式会社は当社の大株主であり、合わせて当社発行済株式の39.9% (自己株式控除後) を保有しております。上記理由により、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行う予定はありません。

候補者番号

9

つじ
辻

とも こ
智子

女性

新任

社外

独立役員

生年月日
1956年8月16日生

当社株式所有数
0株

■ 略歴、当社における地位・担当

1979年4月 味の素株式会社入社
1987年2月 農学博士号取得（東京大学旧応用微生物化学研究所）
1988年3月 米国ロックフェラー大学博士研究員
1988年11月 米国ペンシルバニア州立大学博士研究員
1989年12月 財団法人相模中央化学研究所入所
1999年5月 株式会社ファンケル入社
2007年6月 同社取締役執行役員総合研究所長
2008年5月 日本水産株式会社顧問
2009年4月 同社生活機能科学研究所長
2015年5月 株式会社吉野家ホールディングス執行役員（現任）
同社グループ商品本部素材開発部長（現任）
2020年6月 株式会社サンドラッグ社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社吉野家ホールディングス 執行役員
株式会社サンドラッグ 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

辻智子氏は、国内大手食品メーカーに入社後、農学博士号を取得され、米国の大学等で医薬シーズの研究に携わり、その後各社にて、食品の栄養・機能についての研究と商品開発に長年にわたり従事されるとともに国内大手健康食品メーカーで取締役を務められました。また、上場会社において社外取締役を務められ、豊富な経験と高い見識を有しております。上記の理由から、当社取締役会は社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が選任された場合は、当社グループにおける研究、商品開発およびサステナビリティなどの分野においてアドバイス、意見をいただくことにより当社企業価値向上に寄与されることを期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社は同氏が取締役を選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出を行います。当社と同氏が執行役員を兼職している株式会社吉野家ホールディングスは、食品事業を展開しており両社の事業会社間において取引関係がありますが、その取引金額は僅少（連結売上高の0.1%未満）です。

当社取締役会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等の事情はないことを確認しております。

【取締役候補者に関する特記事項】

■ 取締役候補者選定の方針およびプロセス

当社では、「不二製油グループ憲法」に基づき、その価値を高いレベルで体現し、豊富な実務経験と高い能力、知見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定する方針としています。この方針に基づき、指名・報酬諮問委員会の答申を得て、取締役会において候補者を決定しました。

■ 当社との特別の利害関係

各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

■ 社外取締役候補者に関する事項

取締役候補者のうち、上野祐子氏、西秀訓氏、梅原俊志氏、宮本秀一氏および辻智子氏は、社外取締役候補者であります。

■ 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、上野祐子氏、西秀訓氏、梅原俊志氏および宮本秀一氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。上野祐子氏、西秀訓氏、梅原俊志氏および宮本秀一氏の再任が承認された場合は四氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、当社は辻智子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

■ 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。各候補者が取締役を選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	性別	現在の当社における地位・担当	監査役としての 在任年数 (本総会終結時)
1	新任 澁谷 信 <small>しづ や まこと</small> 1959年10月25日生	男	常勤監査役	5年0カ月
2	新任 社外 独立役員 魚住 隆太 <small>うお ずみ りゅう た</small> 1948年2月24日生	男	監査役	3年0カ月
3	新任 社外 独立役員 池田 裕彦 <small>いけ だ ひろ ひこ</small> 1960年6月21日生	男	監査役	2年0カ月

候補者番号

1

し ぶ や
澁 谷ま こと
信

男性

新 任

生年月日

1959年10月25日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

監査役会への出席状況

12回/12回 (100%)

当社株式所有数

17百株

監査役としての在任年数
(本総会最終時)

5年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1995年10月	株式会社宮入バルブ製作所入社
1998年4月	同社管理本部総務部長
2005年6月	株式会社アイアール・コミュニケーションズ代表取締役
2007年6月	株式会社バナーズ代表取締役社長
2010年1月	当社入社
2010年5月	人事総務本部総務部長
2013年4月	経営企画本部社長室長
2014年4月	当社執行役員 グローバル戦略本部法務部長
2017年4月	法務・総務グループ シニアマネージャー
2017年6月	当社常勤監査役 (現任)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

澁谷信氏は、当社に入社する以前に法人の起業や上場会社での経営の経験を有しております。当社入社後は法務担当の執行役員として当社グループのコーポレート・ガバナンス並びにコンプライアンス体制および内部通報体制の構築に携わりました。また、国内、海外の法律案件についても豊富な経験を有しており、CFE（公認不正検査士）有資格者として不正調査やコンプライアンスに関する相当程度の経験および専門的知見を有しております。さらに当社での常勤監査役として5年間の経験を積んでおりますことから、当社取締役会としては監査に必要な専門知識・経験等を勘案した上で、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

う お ず み り ゆ う た
魚 住 隆 太

男性

新任

社外

独立役員

生年月日

1948年2月24日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

監査役会への出席状況

12回/12回 (100%)

当社株式所有数

0株

監査役としての在任年数
(本総会終結時)

3年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1971年4月	岩崎通信機株式会社入社
1975年4月	山本石油株式会社（現JFE商事石油販売株式会社）入社
1985年10月	朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
2003年6月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
2004年4月	あずさサステナビリティ株式会社（現KPMGあずさサステナビリティ株式会社）代表取締役社長兼任
2010年6月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退任
2010年7月	魚住隆太公認会計士事務所代表（現任）
2013年6月	KPMGあずさサステナビリティ株式会社退任
2013年7月	魚住サステナビリティ研究所代表（現任）
2018年6月	丸一鋼管株式会社社外監査役（現任）
2019年6月	当社社外監査役（現任）
2020年6月	大栄環境株式会社社外監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

魚住隆太公認会計士事務所 代表
魚住サステナビリティ研究所 代表
丸一鋼管株式会社 社外監査役
大栄環境株式会社 社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

魚住隆太氏は、公認会計士としての専門的な知見があり、大手監査法人において長年監査業務に携わってきた経験と実績を有するとともに、環境会計をはじめとするサステナビリティに関しても高い見識と経験を有しております。

上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が選任された場合は、財務会計、サステナビリティに関する専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

3

い け だ ひ ろ ひ こ
池 田 裕 彦

男性

新任

社外

独立役員

生年月日

1960年6月21日生

取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

監査役会への出席状況

12回/12回 (100%)

当社株式所有数

0株

監査役としての在任年数
(本総会最終時)

2年0カ月

■ 略歴、当社における地位・担当

1984年10月	司法試験合格
1987年4月	弁護士登録、大江橋法律事務所入所
1991年5月	バージニア大学ロースクール卒業
1991年9月	ニューヨーク市所在、Weil, Gotshal & Manges法律事務所勤務
1992年6月	同州弁護士登録
1993年4月	大江橋法律事務所パートナー (現任)
2010年4月	大阪大学法科大学院客員教授 (現任)
2020年6月	当社社外監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

大江橋法律事務所 パートナー
大阪大学法科大学院 客員教授

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

池田裕彦氏は、弁護士としての専門知識を有する企業法務の専門家であります。長年の弁護士経験を通じて、多くの企業法務・M&A案件を取扱い、また米国での弁護士経験やアジア太平洋州の訴訟・監査制度研究などのグローバルな法務経験を有しております。また、大学講師として若手の育成にも力を入れており、豊富な経験と高い見識を有しております。

上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が選任された場合は、企業法務に関する専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

【監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】

■当社との特別の利害関係

各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者に関する事項

監査等委員である取締役候補者のうち、魚住隆太氏および池田裕彦氏は、社外取締役候補者であります。

■監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、澁谷信氏、魚住隆太氏および池田裕彦氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、監査役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。澁谷信氏、魚住隆太氏および池田裕彦氏の選任が承認された場合は、三氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

■監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふく だ
福田

ただし
正

男性

新任

社外

独立役員

生年月日
1953年3月4日生

当社株式所有数
0株

■ 略歴、当社における地位・担当

- 1986年4月 弁護士登録
第一法律事務所（現弁護士法人第一法律事務所）入所
- 2000年6月 神栄株式会社社外監査役
- 2015年6月 神栄株式会社社外取締役
株式会社エクセディ社外監査役（現任）
- 2016年3月 弁護士法人第一法律事務所代表社員（現任）
- 2016年6月 田辺三菱製薬株式会社社外監査役
- 2020年3月 株式会社日本エスコン社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士法人第一法律事務所 代表社員
- 株式会社エクセディ 社外監査役
- 株式会社日本エスコン 社外取締役(監査等委員)

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

福田正氏は、弁護士としての専門知識を有する企業法務の専門家であります。複数の会社にて社外取締役および社外監査役を務めており、豊富な経験と高い見識を有しております。

上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者として決定いたしました。また、同氏が就任した場合は、企業法務に関する専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

【補欠の監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】

■ 当社との特別の利害関係

同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項

同氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

本議案の承認可決により同氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。本議案の承認可決により同氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、次回更新時には当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2020年6月18日開催の第92回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、ご承認いただいた内容とも整合するように、同方針の対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更すること等を予定しておりますが、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて基本報酬（役位別固定報酬）および業績連動型金銭報酬（賞与）を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2020年6月18日開催の第92回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の報酬枠は、現在の業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠と同様、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2020年6月18日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました業績連動型株式報酬制度の内容と同一であり、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、当社は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終了後の取締役会において、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針をご承認いただいた内容とも整合するように変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に則って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要であり、かつ相当な内容であると判断しております。

現時点で本制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済です。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）
② 対象期間	2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間3年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金600百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり100,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	〔原則として〕退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を上記(1)②の対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金200百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず、本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントの当社株式数は係る分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。係る方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

売上高	営業利益
4,338億31百万円	150億08百万円
前期比 18.9% 増	前期比 16.2% 減
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
143億60百万円	115億04百万円
前期比 18.2% 減	前期比 4.4% 増

① 事業の経過および成果

当連結会計年度は、景況感の改善が緩やかに進む一方で、新型コロナウイルスの変異株の出現による行動制限に加え、サプライチェーンの混乱、原材料価格の高騰、インフレの進行や金利上昇など、世界経済の先行きが不透明な状況が続きました。当社の主要原料であるパームや大豆につきましては、経済活動再開や米国クリーンエネルギー政策の影響に伴う需要の拡大期待に加え、生産地での労働者不足やサプライチェーンの混乱などの影響により、原材料価格が高値水準で推移いたしました。

当社におきましては、各エリアにおいて原材料価格の上昇に応じた適正価格での販売や、拡販施策の実施、コスト削減により、収益の向上に取り組みました。日本や東南アジア、中国では、需要の変化をとらえた製品展開と提案を進めました。米州では、労働人員不足やサプライチェーン混乱の影響はありましたが、生産の安定策の推進や積極的な拡販を進めました。成長投資につきましては、2021年夏に米国の植物性油脂事業の新工場稼働や、Blommer Chocolate Companyでの生産性の改善、欧州の大豆加工素材事業の新工場への投資、また、北米での植物性油脂の取り扱い拡大を目指し伊藤忠商事株式会社と合弁会社の設立合意を行うなど、積極的な投資を継続して行いました。

当連結会計年度は、前連結会計年度までの中期経営計画「Towards a Further Leap 2020」(2017-2020)で未達となった施策の実施に加え、次期中期経営計画に向けた経営基盤の強化に取り組む重要な年度であるとの考えのもと、収益力の向上と執行能力を高める組織作りを行いました。また、サステナビリティの取り組みの深化等、グループ一丸となって短中長期的な企業価値向上に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は4,338億31百万円、営業利益は150億8百万円、経常利益は143億60百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は115億4百万円となりました。

事業区分	第93期 (2021年3月期)		第94期 (当連結会計年度) (2022年3月期)		対前期比	
	売上金額	構成比	売上金額	構成比	売上金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
植物性油脂	98,413	27.0	134,976	31.0	+36,563	+37.2
業務用チョコレート	162,445	44.5	185,540	42.9	+23,094	+14.2
乳化・発酵素材	70,599	19.4	79,146	18.2	+8,547	+12.1
大豆加工素材	33,321	9.1	34,167	7.9	+845	+2.5
合計	364,779	100.0	433,831	100.0	+69,051	+18.9

(注) 当連結会計年度より、「大豆加工素材」に含まれていた豆乳及びUSS豆乳製品事業の製造販売について、経営上の管理区分の見直しを行ったことにより、「乳化・発酵素材」に含めて表示する方法に変更しております。第93期については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(植物性油脂事業)

売上高は、主原料であるパームの価格上昇に伴う販売価格の上昇に加え、需要の回復による販売数量の伸長により、大幅な増収となりました。営業利益は、東南アジアや欧州におけるチョコレート用油脂などの販売数量が伸長しましたが、原材料価格の高騰による採算性の低下に加え、北米における新工場の稼働開始に伴う減価償却費等の費用の増加などにより減益となりました。

(業務用チョコレート事業)

売上高は、原材料価格の上昇に伴う販売価格の上昇に加え、経済活動の再開や積極的な販売促進に伴う販売数量の増加により、大幅な増収となりました。営業利益は、日本やブラジルにおいて販売数量の増加による増益要因はあったものの、前連結会計年度に計上したBlommer Chocolate Companyの先物益の剥落を主因に、減益となりました。

(乳化・発酵素材事業)

売上高は、原材料価格の上昇に伴う販売価格の上昇に加え、販売数量の回復により増収となりました。営業利益は、日本での販売数量の回復を主因とした増益要因はあったものの、東南アジアや中国での原材料価格の上昇による採算性の低下により、減益となりました。

(大豆加工素材事業)

売上高は、原材料価格の上昇に伴う販売価格の上昇に加え、粒状大豆たん白の販売伸長などにより、増収となりました。営業利益は、原材料価格の上昇に伴う採算性の低下に加え、千葉工場や欧州における新工場建設等に伴う費用の増加により、減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は172億87百万円となりました。その主な内容は、FUJI OIL NEW ORLEANS, LLCやFuji Brandenburg GmbHにおける新工場建設、HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDAにおける第2工場建設、不二製油株式会社やBlommer Chocolate Companyでの既存設備の老朽更新や合理化投資等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
不二製油株式会社	500 百万円	100.0 %	地域統括、植物性油脂、業務用チョコレート、乳化・発酵素材、大豆加工素材の製造・販売
フジフレッシュフーズ株式会社	100	— (100.0)	大豆加工素材の製造・販売
株式会社フジサニーフーズ	99	— (100.0)	乳化・発酵素材の卸売
不二つくばフーズ株式会社	99	— (100.0)	大豆加工素材の製造
不二神戸フーズ株式会社	10	— (100.0)	大豆加工素材の製造
株式会社エフアンドエフ	20	— (60.0)	業務用チョコレート製品の製造・販売
株式会社阪南タンクターミナル	50	— (65.0)	倉庫業
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社	250	— (52.0)	倉庫業
オーム乳業株式会社	90	— (100.0)	乳化・発酵素材の製造・販売
FUJI OIL ASIA PTE. LTD.	US \$ 68,512千	100.0	地域統括、植物性油脂、乳化・発酵素材の卸売
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.	US \$ 11,741千	— (100.0)	植物性油脂の製造・販売
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.	US \$ 10,088千	— (100.0)	乳化・発酵素材の製造・販売
PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.	RM54,000千	— (100.0)	植物性油脂の製造・販売
FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.	THB730,000千	— (90.0)	乳化・発酵素材の製造・販売
PT. FREYABADI INDOTAMA	RPH49,039,658千	— (51.0)	業務用チョコレート製品の製造・販売
FUJI GLOBAL CHOCOLATE (M) SDN. BHD.	RM20,000千	— (100.0)	業務用チョコレート製品の製造・販売
INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED	A \$ 73千	100.0	業務用チョコレート製品の製造・販売
不二（中国）投資有限公司	RMB643,962千	100.0	地域統括、植物性油脂、業務用チョコレート、乳化・発酵素材、大豆加工素材の卸売
不二製油（張家港）有限公司	RMB273,480千	— (98.1)	植物性油脂、業務用チョコレート製品、乳化・発酵素材の製造・販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
不二製油（張家港保税区）有限公司	RMB12,420千	— % (92.0)	植物性油脂の販売
不二製油（肇慶）有限公司	RMB200,000千	— (98.1)	乳化・発酵素材の製造・販売
天津不二蛋白有限公司	RMB91,325千	100.0	大豆加工素材の製造・販売
Blommer Chocolate Company Manufacturing Limited Shanghai	US \$ 33,000千	— (100.0)	業務用チョコレート製品の製造・販売
FUJI SPECIALTIES, INC.	US \$ 100,000千	100.0	地域統括
FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US \$ 101,500千	— (100.0)	植物性油脂の製造・販売
FUJI OIL NEW ORLEANS, LLC	US \$ 35,000千	— (100.0)	植物性油脂の製造・販売
HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA	BRL177,834千	99.9 (100.0)	業務用チョコレート製品の製造・販売
Blommer Chocolate Company	US \$ 19千	100.0	業務用チョコレート製品の製造・販売、ココア豆加工事業
FUJI OIL EUROPE	EUR17,900千	99.3 (100.0)	植物性油脂、業務用チョコレート製品の製造・販売
FUJI OIL GHANA LIMITED	GHS19,030千	— (100.0)	植物性油脂の製造・販売
Fuji Brandenburg GmbH	EUR25千	100.0	大豆加工素材の製造
CLEO Holdings B.V.	EUR5,150千	100.0	特定目的会社

- (注) 1 当社の連結子会社は上記32社を含む37社であります。
 2 () 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。
 3 上海旭洋綠色食品有限公司の全持分を譲渡いたしました。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により社会構造が大きく変化し、ニューノーマル（新しい日常）を目の当たりにしています。ワクチン接種が進み、世界経済は堅調な需要とともに回復の兆しを見せましたが、物流の混乱、欧米や東南アジアの一部地域における人手不足に伴う供給不足から商品価格の急上昇を引き起こしました。また新型コロナウイルス変異株が断続的に世界各国にまん延し影響を及ぼす中で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景として更なる燃料・エネルギー等の高騰に直面し、世界的なインフレーションが加速しています。世界経済は、先行き不透明な情勢が続くものと予想されます。

このような激変する市場環境下において、当社グループでは、「植物性素材でおいしさと健康を追求し、サステナブルな食の未来を共創します」を2030年の新ビジョンとして掲げ、当ビジョンに至るまでの9年度を3年毎のフェーズ1～3として区切り、それぞれを変革期間と捉えました。2022年度から2024年度までの3年間でフェーズ1として、新しい価値を生み出す企業グループへと生まれ変わる為の経営基盤を強化する期間と定め、新中期経営計画「Reborn 2024」を策定いたしました。

1. 中期経営計画「Reborn 2024」の基本方針

新中期経営計画「Reborn 2024」において、中計基本方針を「事業基盤の強化（収益力復元と新しい価値創造）」、「グローバル経営管理の強化」、「サステナビリティの深化（経営戦略と一体化したサステナビリティ戦略）」として、成長戦略を推進します。

(1) 事業基盤の強化（収益力復元と新しい価値創造）

「事業基盤の強化」といたしましては、「基礎収益力の復元」、「既存領域における高付加価値製品へのポートフォリオの入れ替え」、「成長・戦略分野への経営資源の集中」、「挑戦領域への展開」を進めてまいります。「基礎収益力の復元」は、価格政策や原価管理をローリング方式のモニタリングで管理するなど運営・管理体制の両面から事業軸を強化します。また、販売価格政策の実行力強化と生産性指標の導入によるグループの生産性を向上し、コストダウンを進めることで、基礎収益力の復元を図ります。「既存領域における高付加価値製品へのポートフォリオの入れ替え」は、コモディティ製品から差別化された付加価値の高い製品展開を行うことで、競争優位性を築きます。「成長・戦略分野への経営資源の集中」においては、米州の業務用チョコレート事業や植物性油脂事業を成長分野として優先的に経営資源を再配分することで、グループの収益拡大および安定成長を図ります。「挑戦領域への展開」は、当社グループの技術と各事業製品の組み合わせを行い、新たな市場アプローチにより、消費者視点での時代に合った植物性素材を提供し、市場・顧客開拓を行うことによる新しい価値を創造し、コモディティ製品から高付加価値製品へのポートフォリオの入れ替えを図ります。

(2) グローバル経営管理の強化

「グローバル経営管理の強化」につきましては、事業収益の向上策として、事業別ROIC管理の導入に加え、事業軸の強化を進めることで、エリアの課題を横断的に対応できるスピード感を有した高資本効率の経営体制および、事業ポートフォリオへの転換を図ります。また、研究技術開発においては、戦略目標との一体運営体制を推進し、グローバルで求められる社会課題への対応、製品開発のスピードの向上を図ります。これらの体制をより有効なものとするために、経営管理の高度化とDXを推進いたします。

(3) サステナビリティの深化（経営戦略と一体化したサステナビリティ戦略）

当社グループのサステナビリティへの取り組みを深化させることで、事業活動を通して社会課題の解決に貢献してまいります。気候変動の課題対応におけるCO₂排出量の削減など、社会課題への取り組みとコストダウンの両立をグループ全体で行ってまいります。主原料におけるサステナブル調達を進め、経営戦略と一体化させることで、当社製品の差別化を図ります。

また、事業継続力を高める源泉は人材です。当社グループの人材が多様な視点をもって目標に向かい活躍すること、公正な機会提供と適切に評価されることが経営基盤として重要であり、当社グループの成長につながるものとして考えるため、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）を深め、価値創出を担う人材育成、人材獲得を進めてまいります。

2. 財務戦略について

成長によるキャッシュ・フローの創出と資本効率の向上および財務ガバナンスの強化を通じて、グローバルで強固な財務体質への改革を図ります。

経営効率向上のために、キャッシュ・フローを重視し、優先的な経営資源の配分を行い、事業別ROIC導入による事業評価、グループ投資基準による投資の厳選を進め、グループ全体の事業ポートフォリオ構成の最適化を図ります。ROIC評価の導入で、従来より進めているバリューチェーン分析による在庫の圧縮等、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）の改善をさらに推進してまいります。

グローバル資金管理によるグループ資金の可視化・流動性の確保、資産のスリム化による総資産回転率の向上を図ります。財務レバレッジにおいても資本コストを意識し最適化を図ります。

株主還元については、配当性向30%~40%の方針とし、安定的かつ継続的な配当を実施してまいります。

当社グループは新たに制定した2030年の新ビジョンに向け、当中期経営計画「Reborn 2024」を達成することで、企業価値向上を図り、全てのステークホルダーから信頼される企業グループとなることを目指してまいります。

3. 経営目標（2024年度）

(1) 財務KPI

項目	目標
連結営業利益	235億円
ROE	8%
ROIC	5%
株主還元	配当性向30%~40%

(2) 非財務KPI

項目	目標
CO ₂ 排出量の削減（Scope1+2）	総量23%削減（注1）
サステナブル調達（パーム油）	パーム油TTP（注2） 比率85%

（注1）基準年2016年度（全連結子会社）

（注2）パーム油 TTP:パーム油の農園までのトレーサビリティ（Traceability to Plantation）

(4) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,623名 (528名)	56名減 (3名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137名 (5名)	14名減 (1名増)	43.6歳	15.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	15,000百万円
株式会社三井住友銀行	11,903
農林中央金庫	8,743
三井住友信託銀行株式会社	7,670

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 357,324,000株
- ② 発行済株式の総数 87,569,383株
- ③ 株主数 30,596名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠フードインベストメント合同会社	33,219 千株	38.59 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,340	9.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,285	3.82
全国共済農業協同組合連合会	2,639	3.07
不二製油取引先持株会	1,443	1.68
伊藤忠製糖株式会社	1,130	1.31
日本生命保険相互会社	1,100	1.28
株式会社ロイズコンフェクト	1,080	1.25
株式会社三井住友銀行	1,078	1.25
東京海上日動火災保険株式会社	1,058	1.23

(注) 当社は、自己株式1,494千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

株式の種類および数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く。） 当社普通株式 5,011 株	2 名

- (注) 1. 当社が採用する信託の仕組みを利用した業績連動型株式報酬制度の下では、制度対象者が、付与されているポイントに対応する当社株式の数の70%相当について、設定された信託から株式の交付を受け（ただし、単元未満株数については、信託内で換価した上、その換価処分金相当額の金銭の給付を受け）、残りの30%相当については信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることになっています。この換価処分により金銭の給付を行った株式分についても上記表中の株式の数に含まれております。
2. 上記には、退任した会社役員に対して交付した株式を記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	酒 井 幹 夫	最高経営責任者 (CEO)
取締役上席執行役員	松 本 智 樹	最高財務責任者 (CFO) 不二製油株式会社 取締役
取締役上席執行役員	門 田 隆 司	最高ESG経営責任者 ("ESG"O)
取締役上席執行役員	高 杉 豪	最高総務責任者 (CAO)
取締役	上 野 祐 子	株式会社上野流通戦略研究所 代表取締役 国立大学法人神戸大学 理事 (非常勤)
取締役	西 秀 訓	テルモ株式会社 社外取締役
取締役	梅 原 俊 志	国立大学法人北海道大学 理事 (非常勤)
取締役	宮 本 秀 一	伊藤忠商事株式会社 准執行役員食糧部門長
常勤監査役	澁 谷 信	
常勤監査役	角 谷 武 彦	
監査役	魚 住 隆 太	魚住隆太公認会計士事務所 代表 魚住サステナビリティ研究所 代表 丸一鋼管株式会社 社外監査役 大栄環境株式会社 社外監査役
監査役	池 田 裕 彦	大江橋法律事務所 パートナー 大阪大学法科大学院 客員教授

- (注) 1. 取締役 上野祐子、取締役 西秀訓、取締役 梅原俊志および取締役 宮本秀一の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役 上野祐子、取締役 西秀訓および取締役 梅原俊志の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 魚住隆太および監査役 池田裕彦の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 魚住隆太氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 池田裕彦氏は、弁護士として企業法務をはじめとする法律・法令に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 上野祐子氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
6. 取締役 西 秀訓氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
7. 取締役 梅原俊志氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
8. 取締役 宮本秀一氏が兼職している伊藤忠商事株式会社と当社並びに、当該会社およびグループ会社間において原材料や商品販売等の取引関係があります。また、伊藤忠商事株式会社の子会社である伊藤忠フードインベストメント合同会社および伊藤忠製糖株式会社は、当社の大株主であります。
9. 監査役 魚住隆太氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
10. 監査役 池田裕彦氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
11. 取締役 上野祐子氏の戸籍上の氏名は、三坂祐子であります。

12. 事業年度末日後の役員の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。
2022年4月1日付

変更前の地位、担当および重要な兼職の状況	氏名	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況
取締役上席執行役員 最高ESG経営責任者（C"ESG"O）	門 田 隆 司	取締役上席執行役員 最高技術責任者（CTO）
取締役上席執行役員 最高総務責任者（CAO）	高 杉 豪	取締役上席執行役員 最高経営責任者（CEO） 補佐

② 当事業年度中に退任した取締役

清水洋史氏および大森達司氏並びに三品和広氏は、2021年6月23日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の役員（取締役および監査役）、執行役員その他会社法上の重要な使用人、並びに当社または当社子会社の役員であった者（なお、いずれについても、当社海外子会社については、当社または当社国内子会社からの出向役員および兼務役員に限ります。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等を免責事由とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

<基本方針>

株主をはじめステークホルダーと価値を共有する報酬体系とする

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に連動した報酬体系とする

報酬制度の決定プロセスは、社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会において審議、その答申を踏まえ、取締役会にて決定する

<報酬体系>

当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬制度は、「基本報酬（役位別固定報酬）」「業績連動型金銭報酬（賞与）」「業績連動型株式報酬（株式交付信託）」にて構成しております。

各報酬の構成比率は、将来的に基本報酬:賞与:株式報酬 = 1:1:1 になることを指向し、業績、企業価値の拡大とともに業績連動型報酬の比率が高まる報酬体系の設計を行っております。

- ◆ 「基本報酬（役位別固定報酬）」は、その役位に応じて基本報酬額を決めております。
- ◆ 「業績連動型金銭報酬（賞与）」は、年次の企業業績に連動するインセンティブで、連結営業利益をKPIに選定し、その達成度に応じて支払われる報酬金額が0%～200%の範囲で変動する設計としております。
- ◆ 「業績連動型株式報酬（株式交付信託）」は、取締役が株主の皆さまと株価の変動による利益・リスクを共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に連動するインセンティブで、中期経営計画における当期EPS（連結1株当たり当期純利益）、およびROE（連結自己資本利益率）をKPIに選定し、その達成度に応じて株式報酬が0%～200%の範囲で変動する設計にしております。なお、取締役に対して株式が交付される時期は退任時となります。

社外取締役は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

監査役は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成し、株主総会の決議により決定した監査役の報酬総額の限度額内において、職務分担を勘案し、監査役の協議によって決定しています。なお、監査役の報酬水準は、外部専門機関の調査データを参考にしております。

＜役員報酬の額、算定方法、個別報酬等の決定方法＞

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定方法については、株主総会で承認された総額の範囲内で、社外取締役を過半数とする「指名・報酬諮問委員会（当事業年度 委員長 社外取締役 上野祐子氏）」の諮問・答申を経て取締役会にて取締役の個別報酬等を決定しております。同委員会（当事業年度10回開催）では、取締役の報酬支給総額に関する事項、報酬額算定方法に関する事項、業績連動の算定指標（KPI）に関する事項等について審議し、取締役会に答申を行っております。

＜報酬水準の決定＞

外部専門機関による役員報酬調査データに基づき、当社と同じ業種、事業規模である企業の水準を考慮し、指名・報酬諮問委員会において審議した上で、取締役会に答申を行っております。

□. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

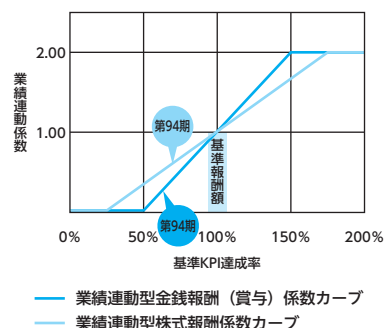
区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動型		
			金銭報酬(賞与)	非金銭報酬(株式)	
取締役 (うち社外取締役)	214百万円 (36百万円)	178百万円 (36百万円)	11百万円 (-)	23百万円 (-)	11名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	75百万円 (21百万円)	75百万円 (21百万円)	- (-)	- (-)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員の合計)	290百万円 (58百万円)	254百万円 (58百万円)	11百万円 (-)	23百万円 (-)	15名 (7名)

- (注) 1. 上記取締役の員数には、2021年6月23日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した3名を含んでおります。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動型金銭報酬(賞与)として取締役(社外取締役を除く。)に対して賞与を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第92回定時株主総会において年額計600百万円以内(うち社外取締役は年額50百万円以内)と決議いただいております。なお、取締役(社外取締役を除く。)の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与は含まないものとします。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)であります。
5. 非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く。)に対して業績連動型株式報酬(株式交付信託)を導入しております。
6. 業績連動型株式報酬(株式交付信託)の額・内容等は、2020年6月18日開催の第92回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、対象期間である2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する3事業年度間において、対象となる取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計600百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名であります。
7. 監査役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第89回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

八. 取締役（社外取締役を除く。）の業績連動型報酬の実績

<第94期における業績連動指標の実績>

	設定KPI	第94期 基準KPI	第94期 実績KPI	KPI 達成率	業績連動 係数
金銭報酬 (賞与)	連結営業利益	237億円	150.08億円	63.32%	0.27
非金銭報酬 (株式交付信託)	EPS (連結1株当たり 当期純利益)	192円	133.84円	69.71%	0.60
	連結ROE	5%超	6.6%	基準達成	調整なし



<個別支給額の計算方法>

個別の業績連動型報酬支給額の算定式は以下のとおりです。

個別支給額（賞与・株式交付信託）＝役位別基準報酬額×業績連動係数

<役位別基準報酬額（基準KPI 100%達成時）>

役員区分	対象となる役員の員数(名)	金銭報酬(賞与)	非金銭報酬(株式交付信託)
		基準報酬額(百万円)	基準報酬額(百万円)
代表取締役	1	19.0	17.3
取締役(上席)	1	9.5	8.7
取締役	2	7.6	6.9

<業績連動係数の計算方法>

金銭報酬（賞与）

KPI達成率	業績連動係数
150%以上	2.00
50%以上150%未満	$(\text{実績KPI} \div \text{基準KPI} - 0.5) \times 2$ 小数点第3位を切上げ
50%未満	0

KPI達成率＝実績KPI÷基準KPI×100

実績KPI＝当該事業年度における当期連結営業利益実績金額

基準KPI＝当該事業年度における当期連結営業利益基準金額

非金銭報酬（株式交付信託）

KPI達成率	業績連動係数
175%以上	2.00
25%以上175%未満	$(\text{実績KPI} \div \text{基準KPI} - 0.25) \times 1.33$ 小数点第3位を切上げ
25%未満	0

※連結ROEが5%以下の場合は算出された報酬額を10%減じて支給。

KPI達成率＝実績KPI÷基準KPI×100

実績KPI＝当該事業年度における連結1株当たり当期純利益実績値

基準KPI＝当該事業年度における連結1株当たり当期純利益基準値

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては51頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	指名・報酬 諮問委員会 出席状況	主な発言その他活動状況
社外 取締役	上野 祐子	100% (16/16回)	—	100% (10/10回)	企業経営者としての知見並びに企業および大学等で社外取締役や理事としての豊富な経験を活かし、業務執行から独立した視点で適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会委員長として中立的、客観的な立場から当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
	西 秀訓	100% (16/16回)	—	100% (10/10回)	企業経営者としての知見並びに企業における社外取締役としての豊富な経験を活かし、業務執行から独立した視点で適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として中立的、客観的な立場から当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	梅原 俊志	100% (13/13回)	—	100% (9/9回)	企業経営者としての知見並びに製造業における研究開発分野の豊富な経験を活かし、業務執行から独立した視点で適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として中立的、客観的な立場から当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外 監査役	宮本 秀一	100% (13/13回)	—	—	企業経営者としての知見並びに商社での食料業界における原料調達、新規事業、海外事業管理等の豊富な経験を活かし、業務執行から独立した視点で適宜発言を行っています。
	魚住 隆太	100% (16/16回)	100% (12/12回)	—	公認会計士の資格を有することに加えて企業の社外監査役としての経験に基づいた財務・会計に関する専門的見地から、適宜発言を行っています。また、サステナビリティの専門家としてESG委員会にアドバイザーとして参加しております。
	池田 裕彦	100% (16/16回)	100% (12/12回)	100% (10/10回)	弁護士の資格を有することに加えて企業の社外監査役としての経験に基づいた企業法務に関する専門的見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会にオブザーバーとして参加しております。

(注) 社外取締役 梅原俊志氏および宮本秀一氏は、2021年6月23日の就任以降の主な活動状況を記載しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リファード業務」に対し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

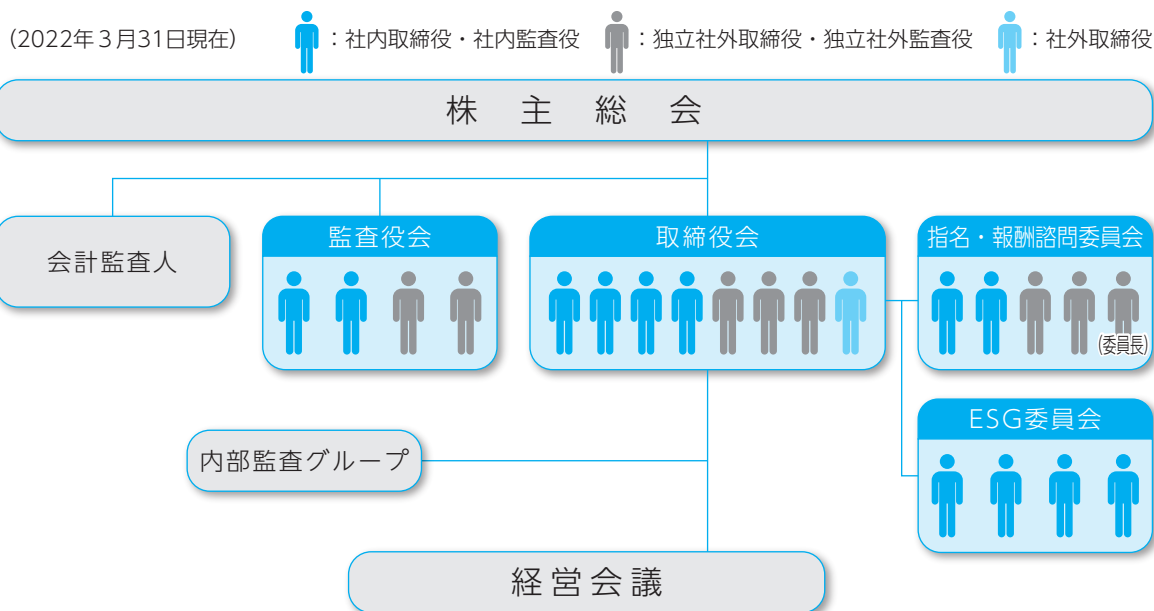
当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」および「買収防衛策」については、特に定めておりません。

【参考資料】コーポレートガバナンス体制図

不二製油グループでは、透明性の高い健全な経営の実現に取り組み、株主価値を継続的に高めることをコーポレートガバナンスの基本方針としています。具体的には、経営の執行と監督にメリハリをつけ（経営会議と取締役会の役割明確化）、経営の効率化や意思決定の迅速化、タイムリーな情報開示、組織体制の整備、コンプライアンスの強化などに取り組んでいます。

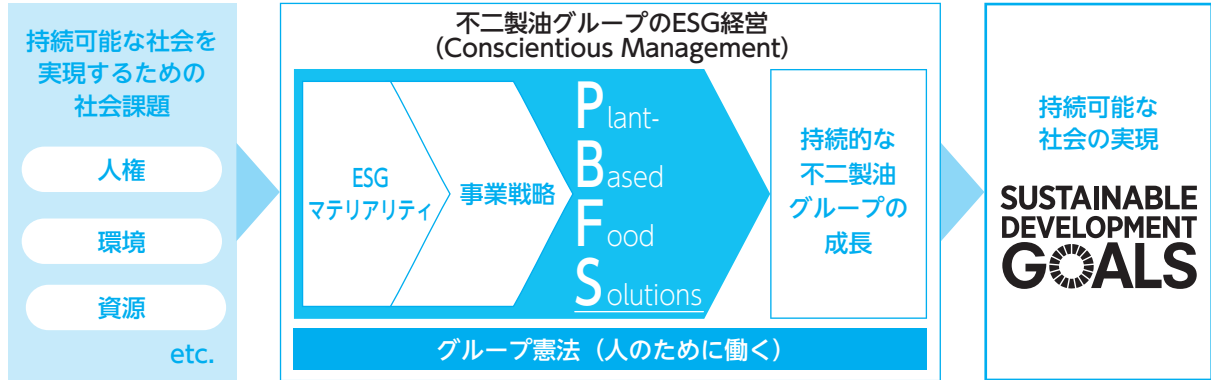


各会議体の構成および議長の属性

	総員	社内取締役	独立社外取締役	社外取締役	監査役	議長（委員長）
取締役会	12	4	3	1	4 (社外2名含む)	取締役社長
指名・報酬諮問委員会	5	2	3	—	オブザーバー	独立社外取締役
ESG委員会	4	4	—	—	アドバイザー	社内取締役 (ESG経営担当)

【参考資料】 社会課題を解決するリーディングカンパニーへ

不二製油グループのESG経営



重点領域（当事業年度）

ESGマテリアリティ		目指す姿	特に貢献を目指すSDGs
重点分野	重点項目		
不二製油グループの事業特性を活かし、業界を牽引する取り組みを創出する領域			
1 食の創造	食資源不足へのソリューション提供	● 将来懸念される食資源不足への解決策として、動物性タンパク、乳製品を代替する環境負荷の低い植物性食品素材の普及と代替技術の確立	2 気候変動
	健康的な食の提供	● 健康課題や生活の制限の解消によるシニアのWell-Beingの表現	3 持続可能な消費
	糖質低減への対応	● 食品の糖質の一部を植物性タンパク素材で代替し、生活習慣病の予防に資する栄養バランスに優れた食品の提供	3 持続可能な消費
	トランス脂肪酸含有量の低減	● WHO指針および各国での法規制に基づいた、製品中のトランス脂肪酸含有量の低減	3 持続可能な消費
2 サステナブル調達	パーム油のサステナブル調達	● サプライチェーン上におけるNDPE（森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）の達成 ● 2030年までに農園までのトレーサビリティ（TTP）100% ● パルマジュ エディブル オイルの全サプライヤーに労働環境改善プログラム（LTP* ¹ ）を適用し、2025年までに完了	8 持続可能なエネルギー 12 持続可能な消費 13 気候変動 15 生物多様性の喪失
	カカオのサステナブル調達	● 「責任あるカカオ豆調達方針」の推進 ● 2030年までにカカオ栽培地域に対して100万本植樹 ● 2025年までにILOの定める「最悪の形態の児童労働（WFCL）」ゼロ	4 持続可能な労働と人権 8 持続可能な消費 12 持続可能な消費 13 気候変動 15 生物多様性の喪失
	大豆のサステナブル調達（GMO問題含む）	● 大豆および大豆たん白原料におけるサステナブル調達の推進	12 持続可能な消費 13 気候変動 15 生物多様性の喪失

事業活動の基盤として取り組む領域

3	食の安全・安心・品質	食の安全と品質の徹底	● 製造される全ての製品において、自社が原因となるクレームゼロ		
4	労働安全衛生	労働安全衛生の推進	● 人間尊重および安全第一を最優先とし、「安全で快適な職場」づくりによって全グループ会社で災害ゼロ		
5	気候変動の緩和と適応	CO ₂ の排出削減	環境ビジョン2030 ● 2030年にCO ₂ 排出量（総量）をスコープ1+2で40%削減、スコープ3（カテゴリ1）で18%削減（基準年2016年） 注：SBT認定取得		
6	水資源の保全	水使用量の削減		● 2030年に水使用量原単位を20%削減（基準年2016年）	
7	資源循環	廃棄物の削減		● 2030年に廃棄物量原単位を10%削減（基準年2016年）	
		フードロスの削減	● 技術イノベーションを通じたバリューチェーン上のフードロス削減へ貢献		
8	環境に配慮したもののづくり	製品・原材料の環境負荷低減	● 環境負荷の低い原料の探索と新技術開発による「環境ビジョン2030」への貢献		
9	DE&I*2	ダイバーシティ経営の実践	● 会社で働く仲間の基本的人権、多様性、人格、個性を尊重し、差別や嫌がらせのない、働きがいのある職場づくり		
10	GRC*3	リスクマネジメントシステム	● リスクに強く、社会からの信頼を獲得する高信頼性企業の実現		
		情報セキュリティマネジメント	● ICT（情報通信技術）によるプロセス改革と企業価値創出 ● 安全・安心なICT活用によるグループガバナンス実現への貢献		
		コンプライアンス	● 公正かつ透明性を持った事業活動を行い、全てのステークホルダーから信頼される誠実な企業		
		グループガバナンス	● 有効なグループガバナンス体制の構築を通じた企業価値の向上		
		コーポレートガバナンスの向上	● 取締役会の適正な運用を通じた企業価値の向上		

*1 LTP：Labour Transformation Programme *2 DE&I：ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

*3 GRC：ガバナンス・リスク・コンプライアンス

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当連結会計年度 (2022年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2021年3月31日)	科 目	当連結会計年度 (2022年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産	201,334	160,736	流動負債	120,840	91,017
現金及び預金	15,926	20,463	支払手形及び買掛金	40,654	28,222
受取手形及び売掛金	81,121	65,954	短期借入金	44,518	36,965
商品及び製品	40,786	31,832	1年内償還予定の社債	10,000	—
原材料及び貯蔵品	55,249	36,960	コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000
その他	8,468	5,746	未払法人税等	1,727	2,608
貸倒引当金	△217	△221	賞与引当金	2,588	2,140
固定資産	215,156	197,589	役員賞与引当金	62	87
有形固定資産	140,628	129,435	その他	11,290	10,993
建物及び構築物	39,485	37,468	固定負債	106,282	104,604
機械装置及び運搬具	58,137	49,472	社債	35,000	45,000
土地	20,659	17,719	長期借入金	49,251	39,344
建設仮勘定	15,283	17,810	繰延税金負債	15,038	13,510
その他	7,061	6,963	退職給付に係る負債	1,996	1,958
無形固定資産	55,697	52,712	その他	4,995	4,790
のれん	27,008	25,590	負債合計	227,122	195,621
顧客関連資産	16,954	16,046	純 資 産 の 部		
その他	11,734	11,075	株主資本	182,864	175,860
投資その他の資産	18,831	15,441	資本金	13,208	13,208
投資有価証券	7,122	7,411	資本剰余金	11,945	11,945
退職給付に係る資産	4,952	4,670	利益剰余金	159,664	152,675
繰延税金資産	708	642	自己株式	△1,954	△1,968
その他	6,110	2,778	その他の包括利益累計額	3,512	△15,837
貸倒引当金	△62	△61	その他有価証券評価差額金	1,523	1,810
繰延資産	126	185	繰延ヘッジ損益	1,070	483
社債発行費	126	185	為替換算調整勘定	1,079	△18,150
資産合計	416,617	358,511	退職給付に係る調整累計額	△161	20
			非支配株主持分	3,117	2,866
			純資産合計	189,495	162,890
			負債純資産合計	416,617	358,511

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	(ご参考)
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	前連結会計年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
売上高	433,831	364,779
売上原価	367,519	298,915
売上総利益	66,312	65,864
販売費及び一般管理費	51,303	47,952
営業利益	15,008	17,911
営業外収益	1,363	1,742
受取利息及び配当金	643	265
為替差益	—	467
その他の	720	1,009
営業外費用	2,011	2,089
支払利息	977	1,415
その他の	1,034	673
経常利益	14,360	17,565
特別利益	2,812	1,069
固定資産売却益	758	12
投資有価証券売却益	385	526
関係会社株式売却益	910	530
還付税金	758	—
特別損失	883	1,614
固定資産売却損	50	35
固定資産除却損	546	365
減損損失	43	1,110
関係会社株式評価損	—	102
関係会社事業再構築損失	242	—
税金等調整前当期純利益	16,289	17,020
法人税、住民税及び事業税	4,418	4,025
法人税等調整額	218	1,769
当期純利益	11,653	11,226
非支配株主に帰属する当期純利益	148	211
親会社株主に帰属する当期純利益	11,504	11,014

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度 (2022年3月31日)	(ご参考) 前事業年度 (2021年3月31日)	科 目	当事業年度 (2022年3月31日)	(ご参考) 前事業年度 (2021年3月31日)
流動資産	21,516	26,368	流動負債	45,097	36,000
現金及び預金	3,196	2,598	短期借入金	18,000	14,700
短期貸付金	14,319	22,520	コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000
前払費用	95	44	一年内返済予定長期借入金	2,007	6,122
その他	4,077	1,651	一年内償還予定社債	10,000	—
貸倒引当金	△173	△446	未払法人税等	924	1,709
固定資産	217,474	212,829	預り金	3,414	2,635
有形固定資産	11,650	11,661	賞与引当金	169	213
土地	11,650	11,661	役員賞与引当金	35	62
その他	0	0	その他	546	557
無形固定資産	0	0	固定負債	70,491	77,585
その他	0	0	社債	35,000	45,000
投資その他の資産	205,823	201,167	長期借入金	35,200	32,207
投資有価証券	4,134	4,707	退職給付引当金	—	11
関係会社株式	176,427	182,410	繰延税金負債	282	366
関係会社出資金	11,411	11,897	その他	9	0
長期貸付金	14,353	1,990	負債合計	115,589	113,586
その他	171	163	純資産の部		
貸倒引当金	△675	△1	株主資本	122,088	124,086
繰延資産	126	185	資本金	13,208	13,208
社債発行費	126	185	資本剰余金	18,539	18,539
資産合計	239,118	239,383	資本準備金	18,324	18,324
			その他資本剰余金	214	214
			利益剰余金	92,295	94,307
			利益準備金	2,017	2,017
			その他利益剰余金	90,277	92,290
			買換資産積立金	301	301
			配当準備積立金	2,250	2,250
			別途積立金	32,000	32,000
			繰越利益剰余金	55,726	57,738
			自己株式	△1,954	△1,968
			評価・換算差額等	1,440	1,710
			その他有価証券評価差額金	1,440	1,710
			純資産合計	123,528	125,797
			負債純資産合計	239,118	239,383

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	(ご参考)
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	前事業年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
営業収益	6,496	7,279
営業費用	5,152	4,783
営業利益	1,344	2,495
営業外収益	632	788
営業外費用	720	708
経常利益	1,255	2,576
特別利益	1,227	1,598
固定資産売却益	—	3
投資有価証券売却益	385	403
関係会社株式売却益	841	1,191
特別損失	—	169
固定資産処分損失	—	0
減損損失	—	169
税引前当期純利益	2,482	4,005
法人税、住民税及び事業税	△2	571
法人税等調整額	21	415
当期純利益	2,463	3,017

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

2022年5月13日

独立監査人の監査報告書

不二製油グループ本社株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野友之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋盛子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二製油グループ本社株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二製油グループ本社株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

2022年5月13日

独立監査人の監査報告書

不二製油グループ本社株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野友之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋盛子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二製油グループ本社株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

不二製油グループ本社株式会社 監査役会

常勤監査役 澁谷 信[Ⓔ]

常勤監査役 角谷 武彦[Ⓔ]

社外監査役 魚住 隆太[Ⓔ]

社外監査役 池田 裕彦[Ⓔ]

以上

株主総会会場ご案内図

開催場所が前回と異なります。

開催場所

ホテルロイヤルクラシック大阪 3階 麗(最大80席程度)

※満席となった場合、入場をお断りすることがございます。

大阪市中央区難波四丁目3番3号



交通のご案内

■ 地下鉄御堂筋線「なんば駅」

…………… 12番出口直結

■ 地下鉄千日前線「なんば駅」

…………… 12番出口直結

■ 地下鉄四つ橋線「なんば駅」

…………… 31番出口を出て徒歩約4分

■ 近鉄・阪神「大阪難波駅」

…………… 徒歩約3分

■ 南海「なんば駅」

…………… 徒歩約4分

◆ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により予定を変更する場合がございます。必要によりインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujioilholdings.com>) に掲載させていただきまますので、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願いします。

◆ 株主懇談会・お土産はございませんのでご了承ください。

